

「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(カルタヘナ法)」
に基づく第一種使用規程の承認申請案件に対する意見募集の実施結果について
(平成29年7月27日～8月25日(カイコ1件))

1. 意見・情報募集の対象となった第一種使用規程の承認申請案件

遺伝子組換え生物等の種類の名称	第一種使用等の内容
緑色蛍光タンパク質含有絹糸生産カイコ(HC-EGFP、 <i>Bombyx mori</i>) (HC-EGFP ぐんま、HC-EGFP 200、HC-EGFP ぐんま×HC-EGFP 200)	カイコの繭糸の生産を目的とした、①幼虫(3齢幼虫期以降のものに限る。以下同じ。)の飼育、②繭の生産及び加工、③幼虫及び繭の保管、運搬及び廃棄並びに①から③までに付随する行為

2. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・関係資料を環境省、農林水産省ホームページに掲載
- ・記者発表
- ・資料の配付

(2) 意見提出期間

平成29年7月27日(木)から8月25日(金)まで

(3) 意見提出方法

電子メール、郵送又はファクシミリ

(4) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課又は農林水産省消費・安全局農産安全管理課

3. 意見募集の結果(関係省に提出された意見の合計)

意見提出数 5件

4. 御意見の概要と

遺伝子組換えカイコの第一種使用等に関する審査結果に対して寄せられた御意見の概要及びそれに対する考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>生態系へのリスクを負ってまで緑色蛍光カイコを生産することは理解できません。自然を敬い、共存して生きなければなりません。生き物を変えることは愚かな行為ではありません。税金の無駄使いはやめてください。</p>	<p>我が国における遺伝子組換え生物の使用等については、あらかじめ、生物多様性への影響について、カルタヘナ法に基づき、科学的な審査を行った上で、その可否を判断することとしています。</p> <p>遺伝子組換えカイコについては、1) 競合における優位性(野生動物と食物、営巣場所、生息場所等の資源を巡って競合し、それらの生息に支障を及ぼさないか)、2) 捕食性又は寄生性(野生動植物等を捕食し、又は動植物に寄生することにより野生動植物の生息又は生育に支障を及ぼさないか)、3) 有害物質の産生性(野生動植物等の生息又は生育に支障を及ぼす物質を産生しないか)、4) 交雑性(近縁の野生動物と交雑し、組換え技術により移入された核酸をそれらに伝達しないか)等の観点から、最新の科学的知見に基づき、審査を行い、生物多様性に影響を生じさせるおそれがないと認められたもののみを承認することとしています。</p> <p>また、承認後も、万が一の場合には、以下の措置を講ずることとしています。</p> <p>① 申請者が、あらかじめ承認申請時に作成していた緊急措置計画書に従い、生物多様性影響を効果的に防止するための措置を実施。</p> <p>② 承認時にはなかった新たな知見が得られ、生物多様性影響が生じるおそれがあることが明らかになった場合には、主務大臣が、遺伝子組換え生物等の第一種使用等をしている者に対して当該第一種使用等を中止することの命令や第一種使用規程の変更等を実施。</p> <p>こうした措置に加え、今回の場合、申請者は、遺伝子組換えカイコの飼育開始後、クワコとの交雑個体が生じていないことを確認するモニタリング調査を実施することとしています。</p>
<p>本カイコは人が飼育慣らした生物であり、自然界の野生種クワコにカイコの遺伝子が検出されないなど、十分な科学的データがあります。</p> <p>承認後に、科学的に適切なモニタリングをお願いします。</p> <p>科学的根拠に基づき適切に安全性を担保しながら、実用化を積極的に進めていただきたい。</p>	<p>ご意見のとおり、カイコは、長年にわたり飼育されてきた歴史があり、人が改良を重ねることにより、人工的な飼育環境に適応した昆虫です。</p> <p>国内には近縁野生種であるクワコが生息しますが、これまでの試験結果では、自然環境下で本遺伝子組換えカイコの成虫が生じる可能性は低く、万が一、本遺伝子組換えカイコが成虫まで生育し、クワコと交雑したとしても、交雑個体が生存し続けることは困難であると報告されています。</p> <p>今回の申請について、生物多様性に影響を生ずるおそれはないと評価していますが、第一種使用規程では、使用者が本遺伝子組換えカイコを使用等する際には、環境中への本遺伝子組換えカイコの想定外の逸出やクワコとの交雑を防止するため、飼育施設や容器の仕様、幼虫の取扱時の留意点及び飼育残渣の管理等を定めた「第一種使用等による飼育等要領」を守ることが前提となっており、同時に、クワコとの交雑個体が生じていないことを確認するため、申請者がモニタリングを実施することとされています。このため、提出されたモニタリング計画書に基づき、承認後に、申請者が適切なモニタリング実施要領を作成し、これに基づくモニタリング結果の公表を実施するよう、指導することとしています。</p>